図表１　扶養親族等の区分に応じた合計所得金額（注）の要件
（括弧内は、収入が給与だけの場合の収入金額）

区分	改正前 （令和７年分）	改正後 （令和８年分、９年分）
扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一つにする子	58万円以下 （123万円以下）	62万円以下 （136万円以下）
特定親族	58万円超123万円以下 （123万円超～188万円以下）	62万円超～123万円以下 （136万円超～197万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超133万円以下 （123万円超～201万5,999円以下）	62万円超133万円以下 （136万円超～207万円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	89万円以下 （163万円以下）

（注）　ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額

改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて１年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行なうことになります。

そこで、改正後の源泉徴収税額表とされる「令和９年分以後の源泉徴収税額表」は、令和８年12月分以前の給与等について税額を算出する際には使用してはいけない点に留意が必要です。

⑷　年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

過年度の税制改正により、令和８、９年分の所得税に係る特例措置として、「23歳未満の扶養親族」を有する場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の控除額が引き上げられました（次ページ図表２）。

⑸　年末調整の各申告書類について、前年分からの異動内容等を確認

また、税制改正等を受けて、前述の年末調整における各申告書類について、前年分からのレイアウトの変更や欄の新設が行なわれています。

・令和９年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

原則として令和９年分の源泉徴収事務で使用することとなる同申告書について、令和８年度税制改正を受けて、裏面の「４　扶養親族等の範囲」の説明書きにおいて、それぞれの所得要件に係る記述が変更されています。